

## ----- 受験上の配慮について -----

- 大学入学共通テストにおいては、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態等に応じた受験上の配慮を行います。
- 配慮事項については、志願者からの申請に基づき、大学入試センターで審査の上、決定します。決定に当たっては、個々の症状や状態等を総合的に判断します。

## ----- 申請等の主な流れ -----

- ① 「1 申請から受験までの主な日程」（→2 ページ）で、受験上の配慮に係る日程を確認してください。申請期間及び通知文書送付時期は下表のとおりです。

<申請期間及び通知文書送付時期>

申請期間		受験上の配慮事項 審査結果通知書	受験上の配慮事項 決定通知書
第1期	7月1日（水）～ 8月28日（金）（ <b>必着</b> ） （または8月26日（水）消印有効）	9月24日（木）まで （出願期間中）に送付 ※申請者全員に郵送	12月上旬～中旬に 送付 ※出願した者のみに 郵送
第2期	8月31日（月）～ 10月2日（金）（ <b>必着</b> ） （または9月30日（水）消印有効）	11月下旬に送付 ※出願した者のみに 郵送	

※ 希望する配慮事項によっては審査に時間がかかる場合もあるため、できるだけ第1期の期間内に申請してください。

- ② 「3 受験上の配慮事項」（→8 ページ）で、希望する配慮事項を確認してください。
- ③ 「配慮申請書等の入手方法について」（→6 ページ）に従って、大学入学共通テスト出願サイト（以下、「共通テスト出願サイト」という。）でマイページを作成し、受験上の配慮の申請に必要な様式を入手してください。
- ④ 「8 申請書類」（→37 ページ）で記入例等を確認の上、必要書類を作成し、「2 申請方法等」（→3 ページ）のとおり申請してください。
- ⑤ 「4 受験上の配慮事項の決定」（→31 ページ）のとおり、申請のあった配慮事項については大学入試センターにおいて審査の上、配慮事項を決定します。
- ⑥ 審査結果の通知等については、「5 通知文書」（→31 ページ）のとおり送付します。

※ 「6 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮」（→35 ページ）は、大学入学共通テストの出願後の不慮の事故等（交通事故、負傷、発病、症状の悪化等）のために申請する理由が出願後に発生した場合に限り行うことができるものです。

受験上の配慮に関するQ & Aを大学入試センターのウェブサイト

([https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken\\_jouhou/r9/r9\\_hairyo\\_qa.html](https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r9/r9_hairyo_qa.html))に掲載しています。